<u>証券会社検査マニュアル新旧対照表</u>

「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)」(証券会社検査マニュアルP.7~P.25)

	(現 行)				(改定後)	
項 目 去令順守態勢のチェッ	ク項目 法令順守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	去令順守態勢のチェック項目	法令順守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
証券会社 は 1.法規制の概要 は 1.法規制の限 は 1.法規則の限 は 1.法規則の	1.「証券会社」に対する法規制 (1) 法律 ① 証券取引法 ② 外国証券業者に関する法律 ③ 投資信託及び投資法人に関する法律 ④ 金融商品の販売等に関する法律 ⑤ 抹券等の保管及び振替に関する法律 ⑤ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 ③ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 ① 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 ① 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 ① 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 ③ 振当証券法 ② 推当証券法 ② 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ③ 前払式証票の規制等に関する法律 ③ 前払式証票の規制等に関する法律 ③ 前払式証票の規制等に関する法律 ③ 前表は、② 電子の表に表の事業の規制に関する法律 ③ 前表は、② 電子の表に表の事業の規制に関する法律 ③ 特定債務を設定 ② 電子の地で、の定め、定め、表に表し、多が設) ② 取令、存令・告示 (3) 証券業協会及び証券取引所の定める諸規則 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別責任罪(商法第486条第1項)。背任罪(刑法第247条)・業務上横領罪 (刑法第253条) (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (6) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律 〔新設〕		MI. と者す的なおき法		(1) 法律 (1) 証券取引法 (2) 外国証券業者に関する法律 (3) 投資信託及近券管に関する法律 (4) 金融商品の販売等に関する法律 (5) 株券等の保管及び接着に関する法律 (6) 社債等の保管及び振者に関する法律 (6) 付債等の保管及び抵付資本法律 (7) 金融先物取引法 (8) 資産の流動化に関する法律 (9) 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 (10) 保険業法 (11) 出資の受入れ、預り金の公金利等の取締りに関する法律 (13) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 (14) 括当証券業の規制等に関する法律 (15) 抵当証券業。規制等に関する法律 (16) 商品投資に係る事業の規制に関する法律 (17) 前私式業法 (18) 領無尽業法 (19) 領無尽業法 (20) 信託業法 (21) 宣析等金號法 (22) 電子游音の表別所の定める諸規則 (14) 民法・商法・手形法・小切手法 (22) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (17) 刑計任罪・商法等、486条第 11 項・青任罪・刑法第 253条) (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (6) 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 (7) 個人情報の保護に関する法律	

<u>証券会社検査マニュアル新旧対照表</u>

「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)」(証券会社検査マニュアルP.7~P.25)

127		(現一行)	<u> </u>			(改定後)	
項目	去令順守態勢のチェック項目	法令順守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令順守態勢のチェック項目	法令順守態勢のチェック項目に係る説明	備考
Ⅷ. と者すれのがきまっている。 とものがきまっている とう はい とう はい とう はい とう はい とう はい とう はい という はい とい という はい はい という はい とい という はい とい という はい とい という はい とい	法規制	1. 有価証券の募集売り出しに係る届け出書(証取法第4~7条) 2. 目論見書の交対義務(証取法第13条、15条) 3. 届出書の発効に伴う真実性の認定、表示等の禁止(証取法第23条) 4. 発行登録書の提出義務(証取法第23条の3) 5. 発行登録追補書類の未提出等の場合における売り出し等の禁止(証取法第23条の8) 6. 適格機関投資家向け勧誘の告知(証取法第23条の13) 7. 海外発行証券の少人数向け勧誘の条件の開示(証取法第23の14) 8. 顧客に対する誠実義務(証取法第33条) 9. 取引所有価証券市場外での取引の禁止(証取法第37条) 10. 取引態様の事前明示義務(証取法第38条) 11. 向い呑みの禁止(証取法第39条) 12. 取引の概要を記載した書面の交付(証取法第40条) 13. 取引報告書の作成・交付義務(証取法第41条) 14. 禁止行為(証取法第42条) (1) 断定的判断を提供して勧誘する行為 (2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 (3) 過度の大量推奨販売等 (4) フロントランニング (新設) (5) その他府令で定める行為 15. 損失補てん等の禁止(証取法第42条の2) 16. 適合性の原則(証取法第43条) (第15) (第15) (1) 投資顧問業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (2) 証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (2) 証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (2) 証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (3) 金銭の貸付を条件とした売買の受託 (4) その他府令で定める行為 18. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証取法第45条) (1) アームス・レングス・ルール (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売 (3) その他府令で定める行為 18. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証取法第45条) (1) アームス・レングス・ルール (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売 (3) その他府令で定める行為 18. 利法人等又は子法人等との間の禁止行為(証取法第45条) (1) アームス・レングス・ルール (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売 (3) その他府令で定める行為 18. 利法人等又は子法人等との間の禁止行為(証取法第45条)	監視委員会の所掌 """"""""""""""""""""""""""""""""""""	Ⅷ.と者すり的な法法令を経過している。	法規制	1. 有価証券の募集売り出しに係る届け出書(証取法第4条) 2. 目論見書の交対義務(証取法第15条) 3. 届出書の発効に伴う真実性の認定、表示等の禁止(証取法第23条) 4. 発行登録書の提出義務(証取法第23条の3) 5. 発行登録追補書類の未提出等の場合における売り出し等の禁止(証取法第23条の8) 6. 適格機関投資家向け勧誘の告知(証取法第23条の13) 7. 海外発行証券の少人数向け勧誘の条件の開示(証取法第23の14) 8. 顧客に対する誠実義務(証取法第33条) (削除) 9. 取引態様の事前明示義務(証取法第38条) (削除) 10. 取引の概要を記載した書面の交付(証取法第40条) 11. 取引報告書の作成・交付義務(証取法第41条) 12. 禁止行為(証取法第42条) (1) 断定的判断を提供して勧誘する行為 (2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 (3) 過度の大量推奨販売等 (4) フロントランニング (5) 相場変動目的取引 (6) その他府令で定める行為 13. 損失補てん等の禁止(証取法第42条の2) 14. 適合性の原則(証取法第43条の2) 16. その他育令で定める行為 17. 報法行義(証取法第43条の2) 18. 子の他業務に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (2) 投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (3) 金銭の貸付を条件とした売買の受託 (4) その他府令で定める行為 17. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証取法第45条) (1) アームス・レングス・ルール (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売 (3) その他府令で定める行為 17. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証取法第45条) (1) アームス・レングス・ルール (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売 (3) その他府令で定める行為 18. 引受人の信用供与の制限(証取法第46条)	(()()()()()()()()()()()()()()()()()()(
Ⅲ. 証券会社とその経過では、 とのがきまでは、 とのがきまでは、 とのでは、		1. 呑み行為の禁止(証取法第 129条) 2. 不正取引行為の禁止(証取法第 157条) 3. 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証取法第 158条) 4. 仮装売買、相場操縦の禁止(証取法第 159条) 5. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限(証取法第 161条) 6. 空売りの規制(証取法第 162条) 7. インサイダー取引の禁止(証取法第 167条) 8. 虚偽の文書の作成・配付の禁止(証取法第 168条) 9. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示(証取法第 169条) 10. 有利買付け等の表示の禁止(証取法第 170条) 11. 一定の配当等の表示の禁止(証取法第 171条) 12. 信用取引保証金等の預託(証取法第 161条の2)	<u>監視委員会の所掌</u> <u>""""""""""""""""""""""""""""""""""""</u>	Ⅲ. 証券会社 とそ等さき が具令 が具令等		(削除) 1. 不正取引行為の禁止(証取法第 157条) 2. 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証取法第 158条) 3. 仮装売買、相場操縦の禁止(証取法第 159条ないし第 160条) 4. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限(証取法第 161条) 5. 信用取引保証金等の預託(証取法第161条の2) 6. 空売りの規制(証取法第162条) 7. インサイダー取引の禁止(証取法第 167条) 8. 虚偽の文書の作成・配付の禁止(証取法第 168条) 9. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示(証取法第 169条) 10. 有利買付け等の表示の禁止(証取法第 170条) 11. 一定の配当等の表示の禁止(証取法第 171条)	(削除) (削除) (削除) (削削除) (削削削削) (削削削) (削削) (

「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)」(証券会社検査マニュアルP.7~P.25)

	(現 行)		(改定後)						
項 目 去令順守態勢のチェック項目	法令順守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令順守態勢のチェック項目	法令順守態勢のチェック項目に係る説明	備考			
I. 証券会社 とその経営 者等が遵守 すべき具体 的な法令等	1. 純財産額の維持(証取法第28条の4第3号) 2. 資本金の基準(証取法第28条の4第2号) 3. 営業年度(4月1日から翌年の3月31日まで)(証取法第48条) 4. 営業報告書の提出(証取法第49条) 5. 説明書類の作成・供覧(証取法第50条) 6. 証券取引責任準備金の積立て(証取法第51条) 7. 自己資本規制比率(証取法第52条) (1) 自己資本規制比率(面は(第1項) (2) 自己資本規制比率(120%)の維持義務(第2項) (3) 自己資本規制比率を記載した書面の公衆縦覧(第3項) 8. 法定帳簿の作成及び業務の報告義務(証取法第 188条)法定帳簿(証券会社に関する府令第60条2項) (1) 注文伝票 (2) 取引日記帳 (3) 総勘定元帳 (4) 商品有価証券勘定元帳 (5) トレーディング商品勘定元帳 (6) 現先取引勘定元帳 (7) 顧客勘定元帳 (8) 受渡有価証券記番号帳 (9) 保護預り有価証券明細簿 (新設) (新設) (新設) (10) 取引残高報告書 (新設)		▼II. 証券会社 とそのがき 者できまっ 的な法令	2. 3. 4. 5. 6. 7. (12) (2) (3) (4) 5. (12) (3) (4) 5. (12) (3) (4) 5. (12) 4	日記帳 定元帳 <u>)</u> -ディング商品勘定元帳 取引勘定元帳 勘定元帳 有価証券記番号帳 預り有価証券明細簿 表				

「取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守に関する検査用マニュアル」(証券会社検査マニュアルP.26~P.34)

		(現 行)			(改定後)					
項目	検査の実施項 目	検査における着眼点	備	考	項	目	検査の実施項 目	検査における着眼点	備	考
I.証券取引 検査の実施 にあたって の留意点	2. 検査実施上 の留意点	(略) ③ 検査官は、臨店検査に際しては、証券会社の金庫、書架等を検査する場合には、役員又は責任者1名以上を立ち会わせなければならない。 <u>また、金庫、書架等に封印する必要があるときは、立会人の承諾を得て行わなければならない。</u>			I. 証券 検査の にあた の留意)実施 :って	2. 検査実施上 の留意点	(略) ③ 検査官は、臨店検査に際しては、証券会社の金庫、書架等を検査する場合には、役員又は責任者1名以上を立ち会わせなければならない。		
	3. 検査資料の徴求	(略) 証券会社の経営管理の状況及び業務運営等の状況を把握するため、「検査報告書付属資料」(平成6年8月10日付『「証券取引等監視委員会検査要値(様式及び記載要領)」について』参照)等検査遂行上必要と認められる資料について作成・提出を依頼する。なお、検査に際して必要があると認められる場合は、臨店しない本店等又は支店等から、当該検査に必要な報告又は資料の提出を求めることができる。 (略)	(略)				3. 検査資料の徴求	(略) 証券会社の経営管理の状況及び業務運営等の状況を把握するため、検査遂行上必要と認められる資料について作成する。また、検査に際して必要があると認められる場合は、臨店しない本店等又は支店等から、当該検査に必要な報告又は資料の提出を求めることができる。 この場合、検査対象先の負担軽減との観点から、原則として、既存資料を活用することとする。 (略)	(略)	

		(現 行)				(改定後)	
項目	法令等項目	法令等の内容	備 考	項目	法令等項目	法令等の内容	備考
証券会社及び その役職員が 遵守すべき具 体的な法令	の業務に関す	1. 取引所有価証券市場外での取引の禁止(証券取引法第37条) 証券会社は、顧客から証券取引所に上場されている株券、転換社債券その他の 有価証券で内閣府令で定めるもの(第七十九条の二から第七十九条の四までにお いて「上場株券等」という。)の売買に関する注文を受けたときは、当該顧客の 指示が取引所有価証券市場外で取引を行う旨の指示であることが明らかである場 合を除き、取引所有価証券市場外で売買を成立させてはならない。	・顧客の指示がある場合は、該当しない。	証券会社及び その役職員が 遵守すべき具 体的な法令	(1) 証券会社の 業務に関する 法規制	(削除)	(削除)
		○その他有価証券で内閣府令で定めるもの(証券会社に関する内閣府令第27条)					
		2. 取引態様の事前明示義務(証券取引法第38条) 証券会社は、顧客から有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となって当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。	(略)			1. 取引態様の事前明示義務(証券取引法第38条) 証券会社は、顧客から有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引に関する 注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となって当該売買若し くは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、活しくは代理して当該売買若しくは取引 を成立させるかの別を明らかにしなければならない。 ただし、適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者からあらかじ め同意を得ている場合については、この限りではない。	(略)
		3. 向い呑みの禁止(証券取引法第39条) 証券会社は、有価証券に関する同一の売買又は同一の有価証券店頭デリバティ ブ取引について、その本人となると同時に、その相手方の取次ぎをする者又は代 理人となることができない。	・取次等を受託した場合、 自らがその委託取引の相 手方となって仕切売買を することを禁止している。			(削除)	(削除)
		4. 取引の概要等を記載した書面の交付(証券取引法第40条) (略)	(略)			2. 取引の概要等を記載した書面の交付(証券取引法第40条) (略)	(略)
		5. 取引報告書の交付(証券取引法第41条) (略)	(略)			3. 取引報告書の交付(証券取引法第41条) (略)	(略)
		6. 禁止行為(証券取引法第42条) (略)		_		4. 禁止行為(証券取引法第42条) (略)	

		(現 行)				(改定後)	
項目	法令等項目	法令等の内容	備考	項目	法令等項目	法令等の内容	備考
		(新設)				(5) 相場変動目的取引(第9号) 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させる目的をもって、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をする行為又はこれらの委託等をする行為	
		(<u>5</u>) その他府令で定める行為 <u>(第9号)</u> (略)	(略)			(<u>6</u>) その他府令で定める行為 <u>(第10号)</u> (略)	(略)
		〇実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき <u>一連の有価証券の売買等を</u> する行為 (行為規制府令第4条第3号)	・他人の売買取引を勧誘する目的は要件ではない。 ・人為的・意図的に相場を形成するための売買注文であることを知りながら、 反復・継続的に受託する 行為を禁止している。			○実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき <u>有価証券の売買等を知りながら</u> 受 <u>託</u> する行為 (行為規制府令第4条第3号)	・他人の売買取引を勧誘する目的は要件ではない。 ・相場を変動させ、又は釘付けし、固定する等の目的であることを知りながら、受託する行為を禁止している。
		7. 損失補てん等の禁止(証券取引法第42条の2) (略)	(略)			5. 損失補てん等の禁止(証券取引法第42条の2) (略)	(略)
		8. 業務の状況に係る規則(証券取引法第43条) (略) (2) その他府令で定めるもの(第2号) 前号に掲げるもののほか、業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。	・本規定は、投資者に対する投資勧誘に際しては、投資者の意向、投資経験及び資力等に最も適合した投資が行われるよう十分配意した投資者本位の営業姿勢を求めているものである。			6. 業務の状況に係る規則(証券取引法第43条) (略) (2) その他府令で定めるもの(第2号) 前号に掲げるもののほか、業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。	・本規定は、投資者に対する投資勧誘に際しては、投資者の意向、投資経験及び資力等に最も適合した投資が行われるよう十分配意した投資者本位の営業姿勢を求めているものである。
		〇頻繁な無断売買(行為規制府令第10条第1号)	・「頻繁に」の認定は、顧客の取引経緯等に応じて個々に判断れるべきものであり、数的な基準を設けられるものではない。			〇頻繁な無断売買(行為規制府令第10条第1号)	・「頻繁に」の認定は、顧客の取引経緯等に応じて個々に判断れるべきものであり、数的な基準を設けられるものではない。
		○顧客の意志を確認することなく、不特定多数の者から委任を受けている者から の受注(行為規制府令第10条第2号)	・投資一任契約に係る業務の認可を受けていない 投資顧問業者等からの注 文について顧客意志を確認しないで受託すること は、本規定に当たり得る。			〇顧客の意志を確認することなく、不特定多数の者から委任を受けている者から の受注(行為規制府令第10条第2号)	・投資一任契約に係る業務の認可を受けていない 投資顧問業者等からの注 文について顧客意志を確 認しないで受託すること は、本規定に当たり得る。
		〇過当な引受競争(行為規制府令第10条第3号)	・売出し、私募の場合も含まれる。			〇過当な引受競争(行為規制府令第10条第3号)	・売出し、私募の場合も含まれる。
			まれる。				まれる。

		(現 行)		(改定後)					
項目	法令等項目	法令等の内容	備考	項目	法令等項目	法令等の内容	備 考		
		〇法人関係情報等の管理または顧客の有価証券の売買等の管理の状況が不公正 な取引の防止上十分でない状況(行為規制府令第10条第4号)	法人関係情報には、証券 会社の自社情報も含まれる。	,		〇法人関係情報等の管理または顧客の有価証券の売買等の管理の状況が不公正な 取引の防止上十分でない状況(行為規制府令第10条第4号)	法人関係情報には、証券会社の自社情報も含まれる。		
		<u>(新設)</u>				○受渡状況その他の顧客に必要な情報の顧客への通知 _(行為規制府令第10条第7号)			
		<u>(新設)</u>				○投資信託の乗換え勧誘に際しての顧客への説明 (行為規制府令第10条第8号)			
		<u>(新設)</u>				<u>○債券を取得させようとする際の重要な事象の顧客への説明</u> <u>(行為規制府令第10条第9号)</u>			
		<u>(新設)</u>				○実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の 受託等を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況(行為規制府 令第10条第10号)			
		<u>(新設)</u>				<u>〇証券仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でないと認められる</u> <u>状況(行為規制府令第10条第12号)</u>			
		(新設)				○委託を行った証券仲介業者の事故につき適切な措置を講じていないと認められる 状況(行為規制府令第10条第13号)			
		<u>(新設)</u>				○証券仲介業者との顧客情報の授受及び当該情報に基づく投資勧誘 (行為規制府令第10条15号)			
		<u>(新設)</u>				7. 最良執行義務(証券取引法第43条の2) (1) 顧客の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針、及び方法の 策定(第1項)			
						(2) 最良執行方針等の公表(第2項)			
						(3) 最良執行方針の遵守(第3項)			
						(4) 最良執行方針等の事前交付(第4項)			
						(5) 最良執行方針等に従って執行した旨の書面の交付(第5項)			

5令等項目	法令等の内容 9. その他業務に係る禁止行為(証券取引法第44条) (略)	備 考	項目	法令等項目		
				公 卫守领口	法令等の内容	備 考
	(略)				8. その他業務に係る禁止行為(証券取引法第44条)	
					(略)	
	(4) その他府令で定める行為(第4号) 前三号に掲げるもののほか、その他業務に関連して行う第二条第八項各号に				(4) その他府令で定める行為(第4号) 前三号に掲げるもののほか、その他業務に関連して行う第二条第八項各号に	
	掲げる行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の 信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為				掲げる行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の 信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為	
(〇投資顧問業に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等のための勧誘(行為規制府令第11条第1号)				〇投資顧問業に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等のための勧誘(行為規制府令第11条第1号)	
Š	新設)				○投資顧問業に係る助言等の情報に基づいて取引ー任契約に基づく有価証券の売 買等を行う行為(行為規制府令第11条第2号)	
	〇 <u>証券投資信託委託業</u> に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等の ための勧誘 <u>(行為規制府令第11条第2号)</u>				〇 <u>投資信託委託業等</u> に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等の ための勧誘 <u>(行為規制府令第11条第3号)</u>	
2	(新設)				○投資信託委託業等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づく有価証券 の売買等を行う行為(行為規制府令第11条第4号)	
	〇その他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るための売買 (行為規制府令第11条第3号)				〇その他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るための売買 <u>(行為規制府令第11条第5号)</u>	
<u>(</u>	新設)				○確定拠出年金運営管理業に係る運用の指図に関する情報を利用して、有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該加入者等以外の顧客に対して勧誘する行為(行為規制府令第11条第6号)	
2	(新設)				○確定拠出年金運営管理業の指図に基づく有価証券の売買等の結了のための勧 誘(行為規制府令第11条第7号)	
<u> </u>	新設)				○信託契約代理業等に基づく情報を利用して、有価証券の売買等を行い又は当該 信託財産に係る顧客以外の顧客に対して勧誘をする行為 (行為規制府令第11条第8号)	
		(新設) ○証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等のための勧誘(行為規制府令第11条第2号) (新設) ○その他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るための売買	(新設) ○ <u>証券投資信託委託業</u> に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等のための勧誘(行為規制府令第11条第2号) (新設) ○その他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るための売買(行為規制府令第11条第3号)	誘(行為規制府令第11条第1号) (新設) ○証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結下等の ための勧誘(行為規制府令第11条第2号) (新設) ○その他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るための売買 (行為規制府令第11条第3号) (新設)	誘(行為規制府令第11条第1号) (新設) ○証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等のための勧誘、行為規制府令第11条第2号) (新設) ○その他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るための売買 (行為規制府令第11条第3号) (新設)	議(行為規制所令第11条第1号) (施設) ○政治問題を11条第1号) ○政治問題を11条第2号) ○政治問題を11条第2号) ○政治問題を11条第2号) ○政治問題を11条第2号) ○政治問題を11条第2号) ○政治問題を11条第2号) ○政治問題を11条第2号) ○政治問題を21条第2号) ○政治問題を22号を22号を22号を22号を22号を22号を22号を22号を22号を22

	_	(現 行)				(改定後)	
項 目	法令等項目	法令等の内容	備 考	項目	法令等項目	法令等の内容	備考
		(新設)				○信託契約代理業等の指図に基づく当該信託契約に係る有価証券の売買等の 結了のための勧誘(行為規制府令第11条第9号)	
		<u>(新設)</u>				〇信託契約代理業等の信託財産の管理又は処分に係る情報を利用して、取引 一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引等を行う行為(行為規制府令 第11条第10号)	
		10. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証券取引法第45条) (略)	(略)			9. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証券取引法第45条) (略)	(略)
		11. 引受けた有価証券の買主に対する信用供与の制限(証券取引法第46条)	(略)			10. 引受けた有価証券の買主に対する信用供与の制限(証券取引法第46条)	(略)
		(略)				(略)	
		12. 報告書の徴取及び検査権(証券取引法第59条) (略)				11. 報告書の徴取及び検査権(証券取引法第59条) (略)	
	(2) 有価証券 の取引等に関 する法規制の 概要	1. 呑み行為の禁止(証券取引法第 129条) 取引所有価証券市場における売買の委託を受けた会員等又は会員等に対する売買の委託を媒介し、取次ぎし、若しくは代理することを引き受けた者は、取引所有価証券市場において売付け若しくは買付けをせず、又は会員等に対しその媒介、取次ぎ若しくは代理をしないで、自己がその相手方となって、売買を成立せしめてはならない。 前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、同項中「売付け若しくは買付けをせず」とあるのは「当該取引を行わず」と、「売買を」とあるのは「当該取引と類似の取引を」と読み替えるものとする。	・対象となる有価証券及び取引は、上場銘柄に限る。したがって、向い呑み(法第39条)とは範囲が異なる。 ・自己が相手方となる相対売買である旨の同意を得ている場合は、呑み行為とはならない。 ・証券取引所の非会員会社も禁止の対象とされている。		(2) 有価証券 の取引等に関 する法規制の 概要	(削除)	(削除)
		<u>2</u> . 不正取引行為の禁止(証券取引法第 157条) (略)	<u></u>			<u>1</u> . 不正取引行為の禁止(証券取引法第 157条) (略)	
		3. 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証券取引法第 158条) (略)				<u>2</u> . 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証券取引法第 158条) (略)	
		4. 仮装売買、相場操縦的行為の禁止(証券取引法第 159条) (略)				3. 仮装売買、相場操縦的行為の禁止(証券取引法第 159条) (略)	

	_	(現 行)		(改定後)					
項目	法令等項目	法令等の内容	備考	項目	法令等項目	法令等の内容	備考		
		5. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限(証券取引法第 161条) (略)				4. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限(証券取引法第 161条) (略)			
		<u>6</u> . 政令に違反する行為の禁止(証券取引法第 162条) (略)				5. 政令に違反する行為の禁止(証券取引法第 162条) (略)			
		<u>フ.</u> 特定有価証券等の売買に関する報告書の提出(証券取引法第 163条) (略)				<u>6</u> . 特定有価証券等の売買に関する報告書の提出(証券取引法第 163条) (略)			
		8. インサイダー取引の禁止(証券取引法第 166条)	(略)			7. インサイダー取引の禁止(証券取引法第 166条)	(略)		
		<u>。</u> (略)	(ша)			(略)	(wg/		
		9. 類似市場の開設等の禁止(証券取引法第 167条の2) (略)				8. 無免許市場での取引の禁止(証券取引法第 167条の2) (略)			
		10. 虚偽の文書の作成・頒布の禁止(証券取引法第 168条) (略)	(略)			9. 虚偽の文書の作成・頒布の禁止(証券取引法第 168条) (略)	(略)		
		11. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示(証券取引法第 169条) (略)				10. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示(証券取引法第 169条) (略)			
		12. 有利買付け等の表示の禁止(証券取引法第 170条) (略)	(略)			11. 有利買付け等の表示の禁止(証券取引法第 170条) (略)	(略)		

	(現 行)				(改定後)				
項目	法令等項目	法令等の内容	備 考	項目	法令等項目	法令等の内容	備考		
		<u>(新設)</u>	(略)			12. 一定の配当等の表示の禁止(証券取引法第 171条)			